

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第92号を発行させていただきます。

12月に入り今年も残すところ1か月になりました。今年にはコロナ禍で季節を感じられる行事などがキャンセルになり、季節の移り変わりをなかなか感じる事が出来なかったのが残念に思います。

今月は、西国三十三所の第4番施福寺にて撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、施福寺の山門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**令和2年分の年末調整について その2、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ**について その2

を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 令和2年分の年末調整 について その2

今年の年末調整は、税制改正により大きく変わっておりますので、先月ご紹介できなかった分をご紹介させていただきます。

## 昨年との変更点

## (1) ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

(令和元年分まで)

- 令和元年分までは、ひとり親に対する措置として寡婦(寡夫)控除が設けられていました。

(問題点)

- 寡婦(寡夫)控除は、婚姻歴があることが前提とされていたこと。
- 男性のひとり親と女性のひとり親で控除額が異なっていたこと。

(令和2年分から)

- 令和2年分からは、ひとり親(婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人)に対する措置として**ひとり親控除が設けられました。**

次の要件にすべて該当する人は、ひとり親控除が控除されます。

イ その人と生計を一にする子を有すること。

\* その人と生計を一にする子とは、他の人の同一生

	計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子をいいます。
ロ	合計所得金額が500万円以下であること。
ハ	その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 * その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人をいいます。  a その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の見届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人  b その人が住民票に世帯主と記載されていない人である場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

イ	扶養親族を有する寡婦について、上記(1)ロの要件が追加されました。
ロ	上記(1)ハの要件が追加されました。

また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。



(写真は、施福寺の本堂です)

### (3) 令和2年分の年末調整の際の申告

(注意点)

ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除の見直しは、今年の年末調整から適用されます。ただし、令和2年分については、毎月の源泉徴収は見直し前の制度に基づいて徴収税額を算出し、年末調整で見直し後の制度に基づいた控除を適用しますので、注意が必要です。

	源泉徴収	年末調整
R2年分	見直し前の制度	見直し後の制度
R3年分以降	見直し後の制度	見直し後の制度

(改正前後の控除に係る適用判定のフロー図)

制度見直し前	
未婚のひとり親	控除額 0円
寡婦(特別の寡婦を除く)	控除額 27万円
寡夫	控除額 27万円
特別の寡婦	控除額 35万円



(写真は、施福寺の境内です)

### (2) 寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

制度見直し後			
	判定要件	該当	取扱い
未婚のひとり親	同一生計の子有かつ 所得 500 万円以下かつ 事実婚無	該当	ひとり親 控除額 35 万円 年末調整時の申告 必要
		非該当	非該当 控除額 0 円 年末調整時の申告 不要
寡婦（特別の寡婦を除く）	所得 500 万円以下かつ 事実婚無	該当	寡婦 控除額 27 万円 年末調整時の申告 不要
		非該当	非該当 控除額 0 円 年末調整時の申告 必要
寡夫	事実婚無	非該当	非該当 控除額 0 円 年末調整時の申告 必要
特別の寡婦		該当	ひとり親 控除額 35 万円 年末調整時の申告 不要

\* ひとり親控除と寡婦控除の要件の判定は間違えやすいと思われまので、年末調整手続きをされる場合はお気をつけください。

先月と今月で年末調整の変更点などについて説明させていただきました。

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行のリーフレット 「令和 2 年分 年末調整のしかた」
- ・公益社団法人 西淀川納税協会 小冊子 「令和 2 年分からの新しい年末調整実務」



(写真は、施福寺の境内です)

### 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ について その2

国税庁より発行されている「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」の内容を取り上げてご紹介させていただきます。

#### 賃料の減額について

1	賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合 (質問)
<p>当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。</p> <p>そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。</p> <p>このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。</p>	

(回答)

・企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものととして税務上、取り扱われることになります。

・しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。

- ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
- ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
- ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること

・また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。

なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額の受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度（個人の場合は年分）を通じて、受贈益を含めた益金の額（収入金額）よりも損金の額（必要経費）が多い場合には課税が生じることはありません。

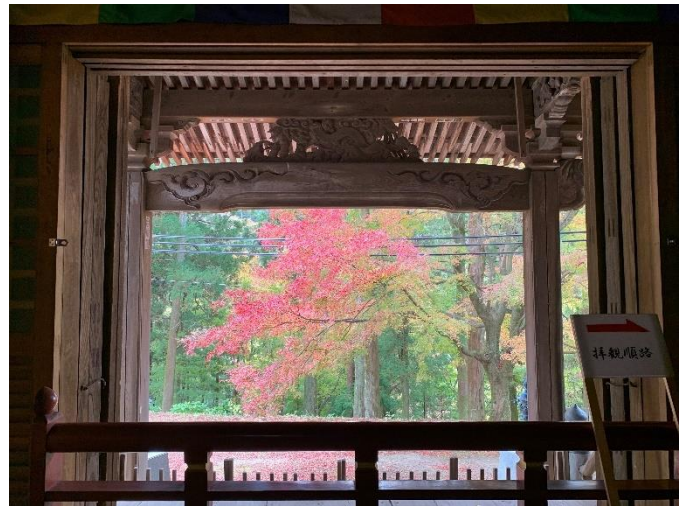
・この取扱いは、テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様です。

**\*新型コロナウイルス感染症拡大による賃料の減額は、寄附金として取り扱われることはありません。  
賃借人は、減額相当額の受贈益が生じますので、ご注意ください。**

今回は、賃料の減額についての FAQ をご紹介させていただきました。次回は、違う内容の FAQ をご紹介させていただく予定です。

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行 「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」



(写真は、施福寺の本堂内からの眺めです)

## 4 編集後記

当事務所の年末年始の営業日のお知らせ  
師走の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。本年は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、令和2年12月29日から令和3年1月4日までお休みとさせていただきます。よろしくご了承のほどをお願いいたします。

本年中のご愛顧に心よりお礼申し上げますとともに、来年も変わらぬお引き立てのほど、宜しく願い申し上げます。

1年以上かけて夫婦で西国三十三所巡りをしておりまして、あと残すは第27番書山圓教寺の1か所となりました。今年中に行けるか年を越してしまうか分かりませんが、満願したいと思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。